小田原市職員コンプライアンス推進体制について

職員の不祥事を防止するとともに、すべての職員が法令等を遵守し、全体の奉仕者として誠実かつ公平な職務の実施を推進するための庁内組織として「小田原市職員コンプライアンス推進委員会」を設置し基本方針及び推進計画を策定する。

これにより、職員の意識改革を行い、市民からの信頼に応える体制を整える。

1　「小田原市職員コンプライアンス推進委員会」の設置

（1）所掌事務

①コンプライアンス推進のための基本方針及び具体策の策定に関すること。

②前号に掲げる具体策の実施状況の把握及び公表に関すること。

③前２号に掲げる事項のほか、推進委員会が必要と認める事項

（2）組織

① 推進委員会（常設）　委 員 長 ── 市長
　　副委員長 ── 両副市長
　　委　　員 ── 教育長、各部局長（監査事務局長を除く）

② 推進員（常設）　──────── 全所属長（監査事務長を除く）

③ 調査検討部会（随時）──────── 委員長から指名された組織・メンバー

2　「小田原市職員コンプライアンス推進アドバイザー」の設置

コンプライアンス推進のための具体策の策定及びその実施に当たり、専門的立場からの助言等を得るため、コンプライアンス推進アドバイザー（随時）を設置する。

